

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府入札等監視委員会
令和元年度第2回（第38回）合同会議議事概要

開催日及び場所	令和元年10月9日（水） 中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
委員	委員長 國廣 正 （弁護士） 委員 今井 猛嘉 （法政大学大学院法務研究科教授） 委員 大森 明 （横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授） 委員 寺田 麻佑 （国際基督教大学大学院アーツ・サイエンス研究科准教授） 委員 長岡 美奈 （公認会計士）
議事	○令和元年度第1四半期の契約に係る審議 ○提言について

○令和元年度第1四半期の契約に係る審議		
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年6月30日	
対象案件の説明	<p>○対象期間における契約の全体（内閣官房154件・内閣法制局5件・内閣府本府522件）について事務局から説明</p> <p>○審議案件抽出等の考え方について当番委員から説明 入札等監視委員会事務局への確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価契約に係る落札率の記載について ・不落随契の制度、法令根拠について <p>抽出にあたっての関心事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低落札案件について、理由と予定価格算定方法の妥当性を確認する ・低落札案件について、成果物を確認する ・総合評価の技術点、価格点の割合について、確認する <p>さらに以下の観点から各案件を絞込みを行った。</p>	
審議抽出案件	3件	
【一般競争入札】 最低価格落札方式	<p>(官) 1件 (関心事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低落札案件について、その理由、予定価格算定方法の妥当性を確認する。 	<p>契約件名：人事評価に係るeラーニングの実施業務の請負 契約相手：(株)ジンジャーアップ 契約金額：2,170,300円 契約日：令和元年5月31日 担当部局：内閣人事局</p>
【一般競争入札】 最低価格落札方式	<p>(法) 1件 (関心事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低価格落札方式で低入札になっているが、運転業務を請け負わせるのであれば安全面を考慮する必要があり、信頼のある業者と随意契約するなり、総合評価で価格以外の要素を評価するなどの調達方法があるのではないか、という観点から議論したい。 	<p>契約件名：自動車運行管理業務 契約相手：日本道路興運(株) 契約金額：289,440円（1月当りの金額） 契約日：平成31年4月1日 担当部局：内閣法制局</p>

<p>【一般競争入札】 総合評価落札方式</p>	<p>(府) 1件 (関心事項) ・価格が安ければいいというものではないため、実際の成果物の出来を確認する。 ・総合評価点の割合について、技術点を高くすべきではないか。 ・それにより、安い価格で取ろうとする者を排除し、適切な価格で実施してもらうようにすべきではないか。 ・総合評価落札方式は、敷居が高く1者応札が増えるなど、担当の意見があれば聞きたい。</p>	<p>契約件名：マイナンバーリーフレットのデザイン及び版下の作成 契約相手：(株)千寿 契約金額：259,200円 契約日：令和元年5月16日 担当部局：大臣官房番号制度担当室</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

○提言について

- ・事務局から各府省への展開について直接伺った省庁の状況などを報告
- ・今後、委員長名または委員会名で各省庁の同委員会宛ての送付状を作成し、配布したい
- ・まずはその送付状の文案を作成し、各委員、事務局でブラッシュアップしていく
- ・事実上の配布は事務局へお願いする

意見・質問	回答
入札等監視委員会事務局への確認	
・単価契約に係る落札率の記載について	
単価契約に係る落札率が「-」となっているものがあつたが、そこに落札率が極めて低い案件があつたなら見落としたことになるので今後は示していただきたい。	単価契約においては、今回10月の消費税増税の影響から納品時期によって税率が変わるなどするため今回に限って「-」としたが、今後このような場合には落札率がわかるよう工夫して記載するよう改めたい。
総価で入札をしているのなら、総価契約ではないのか。	前年度の実績などを基に予定数量を設定し、それらを納品するのに係る一切の費用を見積もって入札をしている。契約は、調達量が想定で場合によっては変わるので、単価で契約をしている。政令上例外ではあるが、単価のみを定める契約ができることとなっており、それを「単価契約」という名称を使っているため、本資料においても「単価契約」としている。
・不落随契の制度、法令根拠について	
随意契約に移行したいと伝えた際にそれに応じなかった者はいるのか。またその際にこちらの条件をどう示すのか。	応じなかった者はこれまでの経験上ではない。当然予定価格は示さず、金額の内訳を確認し、仕様書で読めない経費など無駄な部分がないかなどを確認しあう。それで見直された金額が予定価格を下回っていれば契約、予定価格を超えていてこれ以上削れないとなれば不調となり改めて入札を行うことになる。
この制度がもう一度入札にかけると時間と費用がかかるとの趣旨だとするなら、予定価格に拘束されず、合理的な価格であれば契約をしてもいいのではないのか。	予決令第99条の2で「最初競争に付すときに定めた予定価格その他の状況を変更することはできない」となっているので、それはできない。
1 人事評価に係るeラーニングの実施業務の請負	
eラーニングは低落札が多いので、こういった経験値を集約して今後に生かしてほしいと思うがいかがか。	局内にも他にeラーニングを調達しているものがあるので、何かしら連携できることがあれば考えたい。また、会計課とも相談し、できることがあれば検討したい。
過去に取り上げたeラーニングでも予定価格との乖離があつたが、本件はこれまでと違う特殊な案件で新しいから高いだろうという想定があつたのか、それとも単純にこれまでと同様な案件だけど同じように予定価格を設定したのか。	今年度特有の話があるとするれば、セキュリティ環境の整備関係で仕様を変更したり、一部業務を追加している。各業者からは今までとは少し違うので金額は高くなるだろうという話は伺っていたが、実際落札された金額は安価だった。現在第1期が終了しているが、履行は問題なくされている。
法令上の根拠がないにしても、まずは予定価格との乖離が余りにも大きいのはどういうことか社の体制などを聞いて、こちらの裁量で落札したが契約はしないというやり方があってもいいのではないのか。	本件は低落札だったので事業者に事情聴取をした。昨年度もここがやっていてこのシステムに流用可能なものが既に構築されており、ライセンスを取り直したらかかるだろう金額を落として入札をしている。結果としてはここが一番安く、何か無理をしているというよりは既に持っているというだけのものではなかった。
2 自動車運行管理業務	
幹部の送迎のために使用するのであれば、保秘を徹底し、また安全面を考慮する必要があると思われることから、契約方式については、最低価格落札方式ではなく、信頼のある業者と随意契約や総合評価落札方式で価格以外の要素を評価するなど、柔軟に対応してはどうか。	自動車運行管理事業の業界は小さく、人繰りが難しいため、仮に総合評価落札方式をとったとしてもそういう人員を確保できるかという問題が残る。また、安全面をどう確保するかについては、競争参加資格として運転業務従事歴や運転経験等の知見を要件に求めていることに加え、当該業務内容はそもそもそれほど特殊な業務ではなく、行き先についても基本的に決まっていることなどから、問題はないと考える。

3 マイナンバーリーフレットのデザイン及び版下の作成

<p>本件は落札率がかなり低かったため取り上げたものだが、成果物と契約金額を比較すると、総合評価落札方式ではなく最低価格落札方式でもよかったのではないかと思う。</p> <p>予定価格については、それぞれの業者の提案の差異が反映されていたのか。また、もう少し参加する業者が多いと色々やり方もあるかと思うが、何か工夫はできなかったのか。</p>	<p>本件はタイトルのおりデザインの作成が目的であり、制度の趣旨を国民に分かりやすく伝えることが一番重要なことである。その意味においては、担当部局に対してより技術力を高く求める企画競争を勧めてもよかったのではないか、という反省はある。</p>
<p>制度的なことだが、総合評価落札方式は入札金額が低ければ落札できてしまうことについて若干危惧している。デザインのようなものは一つの生産物であり、生産物は時間をかけてしっかりとクリエイティブのアクティビティの高い人につけてもらうことがこれから日本では大事だと思うが、制度の中で、例えば仕様書の中でデザインに対するその会社のポリシー等を含めるなど、何か反映することはできないのか。</p>	<p>仕様書で懸念等を表現することもできるが、それぞれの業者の企画力・デザイン力を確認する総合評価落札方式では、どうしても落札した後に、手取り足取り指導をすることになる。そのため、例えば企画競争でしっかりと発注内容を酌んでもらい、業者に、うちはこのようにやっていく、とある程度形にさせた上で見きわめないと難しいと考えている。</p>
<p>総合評価落札方式についてはこれまで何度も議論したが、あまりにも低い価格で入札されると総合評価落札方式の意味がなくなり、全て価格で大勢が決してしまう問題点はあると思う。</p> <p>これは立法論になって成り立ち得ないかもしれないが、国民にとって結果的にプラスになるという発想からすると、最低価格落札的ではなく、これより低い金額でやるような人に任せられないというような技術的、知的財産などの部分に関しては価格点の下限を設ける、あるいは下限は無理にしても技術点の割合をより重くするなど、何かそういう発想があっていいような気がする。</p> <p>安ければいいだろうということでは官製ワーキングプアみたいなものをつくり出す状況にもなるので、政策の重要性ということも考えると、本当は企画競争で行って頂いたほうがよかったと思う。</p>	<p>—</p>
<p>○その他</p>	
<p> </p>	